

# 第 1 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

私たちの動物に対して抱く意識や感情は、様々な思想や情報の氾濫、生活習慣の多様化などの影響を受け、それぞれに異なってきています。さらには、地域社会の人間関係の希薄化に加え、事業者等の利害が錯綜し、最近の動物を巡る様々な問題は、極めて複雑になっています。

家庭動物の飼養及び保管の状況を見ると、少子高齢化及び核家族化の進む中、動物を家族の一員として生活する飼い主が増えています。その一方で、一部の飼い主のモラルや動物愛護意識の欠如により、生活環境の悪化、動物の遺棄や虐待などの問題が後を絶ちません。

これまで保健所や市町村が中心となり、動物の適正な飼養及び保管（以下「適正飼養」という。）についての普及啓発を図るとともに、地域における犬やねこ等の動物の飼養に関わる様々な問題の解決に努めてきました。

保健所では平成7年度より、「人と動物のハーモナイズ事業」と称し、「動物愛護教室」をはじめ、「愛犬のしつけ方教室」や「子犬の譲渡会」など「人と動物の調和のとれた地域づくり」を目的とした事業に取り組んでいます。

こうした中で、県では平成15年度に、獣医師会や動物愛護団体等で構成する「岐阜県動物愛護推進協議会」を設置し、平成16年度に「岐阜県動物愛護推進員」を各地域に配置するなど動物の愛護と適正飼養の推進体制を整備しました。

これら施策に取り組んできた結果、保健所に引取られる犬の頭数が大幅に減少する一方、保健所から新たな飼い主へ譲渡される犬の頭数が増加するなど一定の成果が現れています。しかし、依然として、県民からの苦情や要望が、絶えない現状にあります。

そこで、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となって様々な問題や課題に取り組み、今後一層の動物の愛護と適正飼養の推進を図っていくため、「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という）第6条の規定により策定するものであり、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理指針」という）」に即し、関係施策の推進について定めたものです。

対象とする動物は人が所有または占有する動物です。

## 3 計画の期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とし、5年後に見直しを行います。